



うつくしま福祉プラン21の 改訂に当たって



「ともに生きる福祉社会の実現」を基本理念に、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが、家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送ることができる社会づくりを目指し、平成13年3月、本県の福祉行政に関する総合的な指針として第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」を策定いたしました。

県ではこれまで、本プランに基づき、市町村、民間との協働・連携により、介護、子育てを社会全体で支える仕組みづくりや個人の権利、選択を尊重した福祉サービスの提供体制の整備・充実などに努めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化が一層進行し日本の総人口が戦後初めて減少に転じるなど、人口減少社会が現実となる中、人口構造の変化や低成長時代に対応した新たな社会保障制度の構築が求められており、社会福祉制度においても各分野で改革が行われています。

このような社会福祉を取り巻く情勢の変化や福祉に対するニーズの複雑化、多様化、高度化に適切に対応するため、本プランの計画期間の後期に当たる今後5年間の施策について見直しを行いました。

ともに生きる福祉社会の実現を目指して、引き続き、本プランを推進してまいりたいと考えておりますので、県民の皆様及び関係機関・団体の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、プラン見直しに当たって、熱心に御審議をいただきました福島県社会福祉審議会及び同計画策定専門分科会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様、市町村、関係団体の方々に対し、心より感謝申し上げます。

平成18年3月

福島県知事 佐藤 栄佐久

目 次

はじめに

1	プラン見直しの理由	4
2	プラン見直しに当たっての基本的な考え方	4
3	プランの位置づけと基本的な性格	5
4	計画期間と進行管理	6

総 論(理念編)

第1章 基本理念及び基本目標等

1	基本理念	10
2	目指すべき21世紀の福祉社会の姿	11
3	基本目標	13

第2章 みんなでプランを進めるために

—「うつくしま、ふくしま。福祉生活圏構想」の推進—

1	協働で「ともに生きる福祉社会づくり」を目指して	15
2	「うつくしま、ふくしま。福祉生活圏構想」の推進について	16
3	行政と民間との役割分担と協働	20
4	国への要望・提案	23

第3章 福祉を取り巻く主要課題

1	ともに支え合い安心して暮らせる地域福祉の推進	24
2	利用者本位のサービス確保のための環境整備	24
3	民間福祉団体などへの支援・連携	25
4	誰にでもやさしいまちづくりの推進	25
5	社会全体での子育て・子育ての支援	26
6	援助を必要とする子どもや家庭のための支援	26
7	介護ニーズの変化に対応したサービス提供体制の確立	26
8	高齢者の生きがいづくりの推進	27
9	障がい者の自立と社会参加の促進	27
10	保健・医療・福祉を支える人材の養成・確保	28
11	生涯にわたる健康づくりの推進	28
12	安心できる医療の確保	29

各 論(施策推進編)

第1章 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

第1節 ともに支え合い安心して暮らせる地域福祉の推進

1 地域福祉の総合的・計画的推進	34
2 地域福祉活動への住民参加の促進	37
3 県民の福祉ボランティア活動等への参加促進	39
4 福祉学習の推進	42
5 人権擁護の推進	44
6 相談体制と情報提供の充実	46
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者に対する支援	49
8 生活援護の充実	51
9 防災対策の充実	54

第2節 安心して利用できる福祉サービスの利用環境の整備促進

1 サービス利用に係る情報提供及び援助体制の整備	56
2 サービス利用者の保護	59

第3節 地域福祉を支える民間福祉団体などへの支援と連携

1 民生委員・児童委員活動の活性化	62
2 社会福祉協議会への支援・連携	64
3 住民参加型在宅福祉サービス団体への支援・連携	66
4 民間福祉サービスの育成・振興	68

第4節 誰もが暮らしやすい福祉環境の整備促進

1 住民参加による福祉のまちづくり	70
2 安心して暮らせる住宅・住環境の整備促進	72
3 快適な生活環境の整備促進	75
4 人にやさしいまちづくりの推進	78

第5節 県民の多様なニーズに応えた福祉施設の整備促進

1 地域に開かれた施設の整備促進	80
2 高齢者施設の整備促進	83
3 障がい者施設の整備促進	87
4 児童福祉施設の整備促進	90
5 県立社会福祉施設の運営	92

第2章 社会全体での子育て・子育ての支援

1 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり	96
2 子育ての支援	100
3 子育てと社会参加の両立のための環境づくり	105
4 子どもの健やかな成長のための環境づくり	108
5 援助を必要とする子どもや家庭のための支援	113
6 次代の親の育成	117

第3章 高齢者が心豊かに暮らせる福祉社会の推進

第1節 高齢者の尊厳の保持と自立支援の推進

1 介護予防の推進	120
2 高齢者虐待防止の推進	123
3 認知症高齢者の総合的支援	125
4 在宅介護サービスの充実	127
5 施設介護サービスの充実	129
6 介護保険制度の円滑な運営	131

第2節 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

1 高齢者の雇用・就業機会の確保	135
2 学習活動及びスポーツ・レクリエーションの充実	137
3 社会参加の促進	139
4 新しい高齢者像を求めて	141

第4章 障がい者が自立し社会参加できる福祉社会の推進

第1節 障がい者の自立と社会参加の促進

1 障がい者が暮らしやすい社会づくり	144
2 利用者本位の支援の推進	146
3 総合的な療育体制の整備	149
4 多様な教育機会の確保	152
5 施設サービスの充実	154

第2節 障がい者の地域生活移行の促進

1 日常生活を支えるサービス基盤の確保	156
2 就労の支援	160
3 地域交流と文化・スポーツ活動等の促進	163

第5章 県民本位の保健・医療・福祉サービスの連携の推進

第1節 保健・医療・福祉を支える人材の養成・確保

- 1 保健・医療・福祉ヒューマンパワーの養成・確保 166
- 2 保健・医療・福祉ヒューマンパワーの資質の向上 169
- 3 魅力ある職場づくりの推進 172

第2節 保健・医療・福祉サービスの総合化の推進

- 1 保健・医療・福祉の情報化、ネットワーク化の推進 173
- 2 サービス総合化のシステムの確保 175
- 3 地域リハビリテーションの推進 177

第3節 生涯にわたる健康づくりの推進

- 1 ライフステージに応じた健康づくりの推進 180
- 2 こころの健康づくりの推進 182

第4節 安心できる医療の確保

- 1 救急医療体制の整備充実 184
- 2 へき地医療の確保 186
- 3 在宅医療の推進 188
- 4 難病対策の推進 190
- 5 国民健康保険制度及び老人医療制度の安定的な運営の推進 192

参考資料

- 用語解説 196
- 見直しの経過 210

第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」（改訂版）の構成

はじめに

プラン見直しの理由

プラン見直しに当たっての
基本的な考え方

プランの位置づけと
基本的な性格

計画期間と進行管理

総論（理念編）

どういう考え方で何を目指していくのか

第1章 基本理念及び基本目標等

1 基本理念

ともに生きる福祉社会の実現

誰もが、家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送ることができる社会

理念1

家庭・地域が主役

理念2

自立・助け合い・公的支援

理念3

自分らしさの保障

理念4

健康が大切

理念5

安心は生活の基本

基本理念に従い目指す、施策推進別、対象者別のあるべき福祉社会の姿

2 目指すべき21世紀の福祉社会の姿

- 誰もが安心して暮らせる福祉社会の姿〈保健・医療との連携〉
- 高齢者が心豊かに暮らせる福祉社会の姿
- 子育て・子育て福祉社会の姿
- 障がい者が自立し社会参加できる福祉社会の姿

「基本理念」、「目指すべき21世紀の福祉社会の姿」に沿って、行政と民間が
一緒になって「ともに生きる福祉社会づくり」を進めるための基本的な目標

3 基本目標

1 「ふれあい」あふれる
生活環境を

2 「必要なときに、必要な
地域サービスを」

3 「サービスの質の向上を」

4 「個人の尊厳と
権利の尊重を」

どのようにプランを進めていくか

第2章 みんなでプランを進めるために — 「うつくしま、ふくしま。福祉生活圏構想」の推進 —

- 1 協働で「ともに生きる福祉社会づくり」を目指して
- 2 「うつくしま、ふくしま。福祉生活圏構想」の推進について
- 3 行政と民間との役割分担と協働
- 4 国への要望・提案

平成22年度に向けた主要課題は何か

第3章 福祉を取り巻く主要課題

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1 ともに支え合い安心して暮らせる地域福祉の推進 | 7 介護ニーズの変化に対応したサービス提供体制の確立 |
| 2 利用者本位のサービス確保のための環境整備 | 8 高齢者の生きがいづくりの推進 |
| 3 民間福祉団体などへの支援・連携 | 9 障がい者の自立と社会参加の促進 |
| 4 誰にでもやさしいまちづくりの推進 | 10 保健・医療・福祉を支える人材の養成・確保 |
| 5 社会全体での子育て・子育ての支援 | 11 生涯にわたる健康づくりの推進 |
| 6 援助を必要とする子どもや家庭のための支援 | 12 安心できる医療の確保 |

各論（施策推進編）

そのために何をしていくのか

第1章 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

第4章 障がい者が自立し社会参加できる福祉社会の推進


第2章 社会全体での子育て・子育ての支援

第5章 県民本位の保健・医療・福祉サービスの連携の推進

第3章 高齢者が心豊かに暮らせる福祉社会の推進

はじめに

構成

- ① プラン見直しの理由
 - ② プラン見直しに当たっての基本的な考え方
 - ③ プランの位置づけと基本的な性格
 - ④ 計画期間と進行管理
- 

はじめに

1 プラン見直しの理由

- 第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」（以下「プラン」という。）は、「ともに生きる福祉社会の実現」を基本理念に、平成13年度から22年度までを計画期間とする10か年計画として、平成13年3月に策定しました。
- プランでは、基本理念を踏まえ、平成22年度に向けて目指す福祉社会として「誰もが、家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送ることができる社会」を掲げており、県は、その実現のため、県民の皆様や民間団体、市町村等と相互に連携し協力しながら様々な施策に取り組んできました。
- この間、少子高齢化の急速な進行など、福祉を取り巻く社会経済情勢が変化しており、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「次世代育成支援対策推進法」の制定、障がい者福祉サービスの措置制度から支援費制度への移行、児童福祉法の改正による児童相談体制の見直し、介護保険制度の改正、「障害者自立支援法」の制定、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定等、福祉制度の大きな改正が行われており、これらの急激な変化への対応が必要となっています。
- プランにおいては、保健・医療・福祉分野における状況の変化や制度改正に柔軟に対応するため、計画期間の中間年次（平成17年度）に、その進捗状況を踏まえながら、見直しを行うこととしています。
- 以上のことから、県が目指す「ともに生きる福祉社会づくり」をより確かなものとし、状況の変化に対応した実効ある計画として今後さらに推進していくため、見直しを行いました。

2 プラン見直しに当たっての基本的な考え方

- 見直しに当たっては、毎年度実施しているプランの進行管理及び平成17年度に実施した施策の点検結果を踏まえ、社会経済情勢の変化に基づく新たな課題を抽出し、その課題に対応する施策の方向性を検討しました。
さらに、本県における福祉水準のさらなる向上と、県民にとってわかりやすい計画を目指し、現在のプランに掲げている数値目標の見直しを行っています。

- 平成15年3月に策定された福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21」との整合を図り、この計画に掲げた施策の方向性の視点を取り入れながら見直しを行いました。

3 プランの位置づけと基本的な性格

(1) 福祉の総合計画、保健・医療との連携

このプランは、県が目指す「ともに生きる福祉社会づくり」を確かなものとするため、県の新長期総合計画「うつくしま21」を基本としながら、保健・医療と連携の取れた福祉に関する総合計画として策定されています。

(2) 県民や諸団体の活動を含んだ幅広い計画

このプランは、県の行政活動の範囲にとどまらず、国、市町村の行政及び県民や諸団体のボランティアをはじめとした自主的な福祉活動など、県民の皆様と一緒に活動する内容を含むものです。

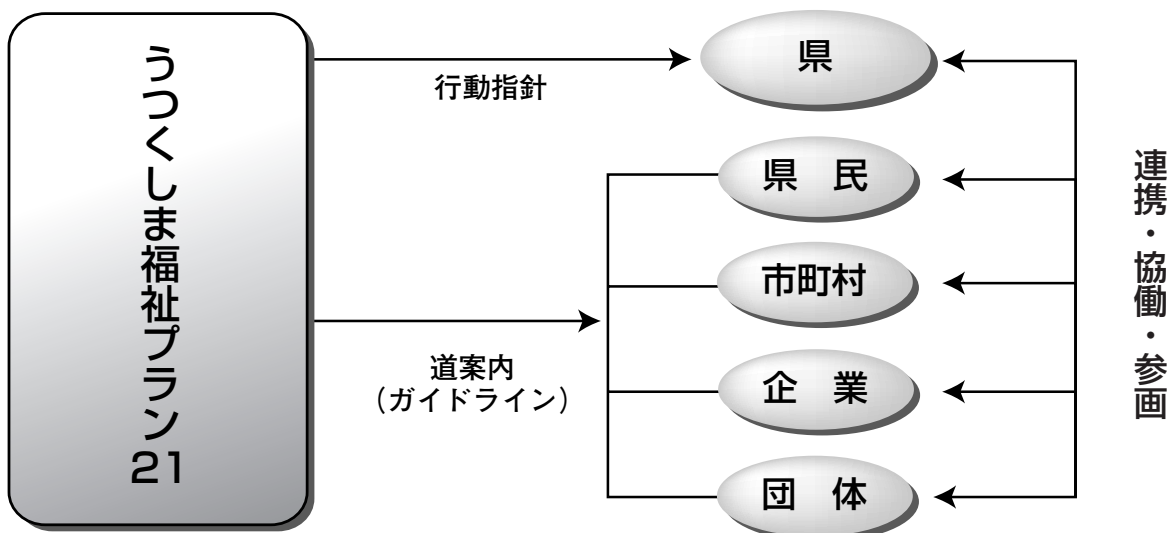
① 県の行動指針としての役割

このプランは、県が福祉行政を保健・医療と連携して進めていく際の基本理念や考え方を示した総合的な行動指針としての役割を持っています。

② 県民や市町村、企業などにとってのガイドラインとしての役割

このプランは、県民や市町村、企業などが自主的、主体的に県と一緒に力を合わせて「ともに生きる福祉社会づくり」に取り組んでいく際の、考え方や役割などを示す「道案内」(ガイドライン)としての役割を持っています。

● プランの役割 ●



(3) 個別計画をリード、保健医療計画、新福島県高齢社会対策総合指針との連携・協働

このプランは「ともに生きる福祉社会づくり」を目指した考え方や方向性により、分野別の県の個別計画(うつくしま子ども夢プラン、高齢者保健福祉計画、介護保険事業支援計画、障がい者計画など)の上位計画として、各種施策などをリードし、今後の個別計画における事業推進や見直しの指針となるものです。

また、県民の皆様に対して、保健・医療・福祉の一体的、総合的なサービスの提供を図る観点から、保健医療計画とのより一層の連携・協働を図っております。

なお、21世紀初頭の本格的な高齢社会の到来に備えて、本県が取り組むべき高齢社会対策の総合的な方針を取りまとめた「新福島県高齢社会対策総合指針」との連携・協働も図っております。

(4) 保健医療計画及び各種個別計画との役割分担

このプランは、本県がこれから進めようとしている保健・医療・福祉に関する全ての事業などを網羅したものではありません。保健・医療全般に関する総合的な指針、事業の具体的な推進などは保健医療計画の中で詳しく表すこととします。

また、福祉部門における分野ごとの事業の実施計画や圏域別の状況に合わせた施設整備、事業の具体的な推進などは、本計画がリードする各個別計画の中で詳しく表すこととします。

(5) 都道府県地域福祉支援計画としての位置づけ

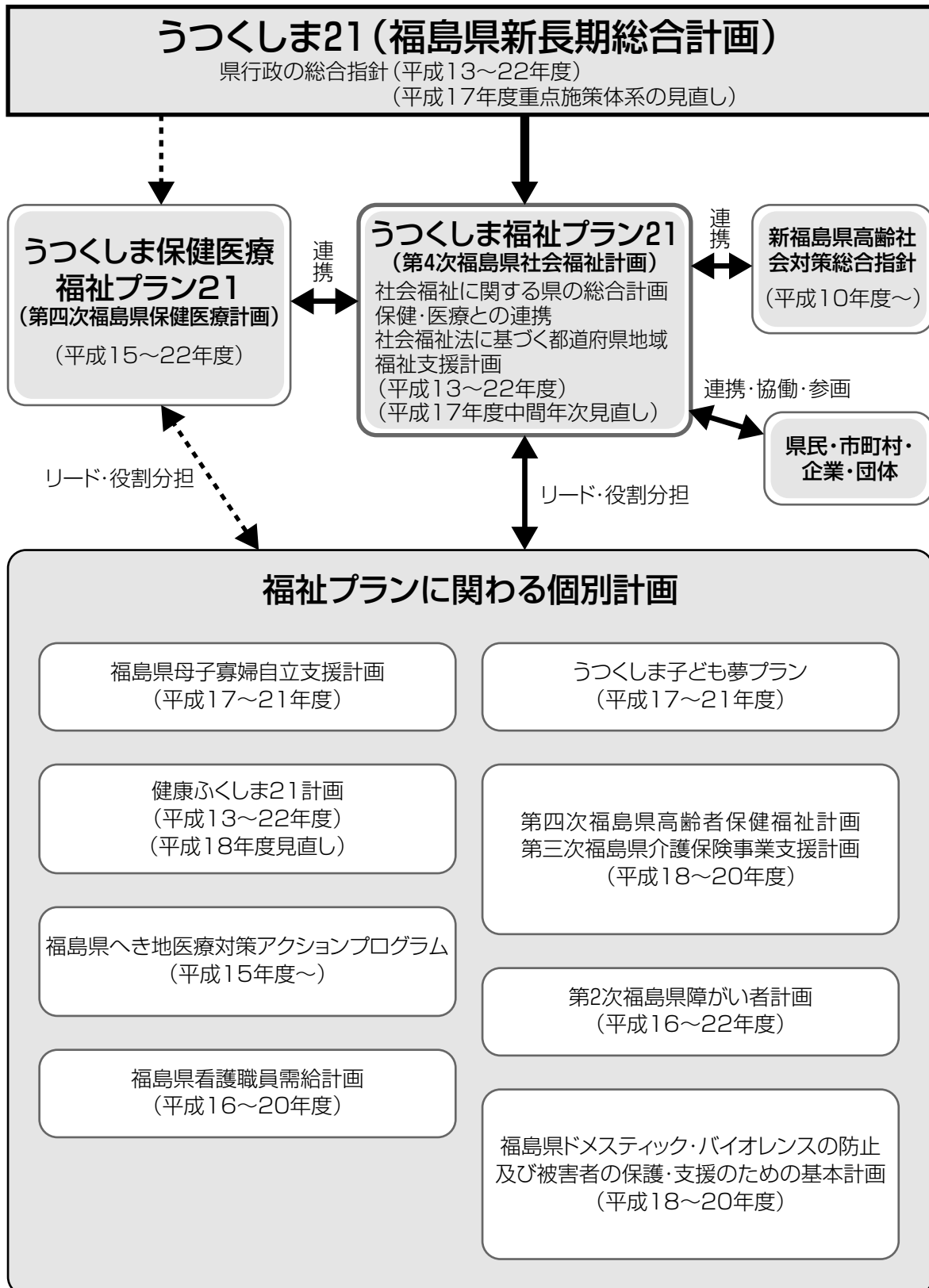
見直し後のプランは社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として位置づけ、市町村における地域福祉の推進を支援するための基本的方針等を定めています。

4 計画期間と進行管理

- 見直し後のプランの計画期間は、計画期間後半の5年間である平成18年度から平成22年度とします。
- プランの着実な進展を図るために、具体的目標(数値目標)の進捗状況の評価など、引き続き、進行管理を行っていくとともに、モニタリング指標(目標値の設定が困難又は適当ではないが、県民の社会生活状況や施策の状況を表す数値として毎年その状況を把握することが適当な指標)についてもその状況を把握し公表していきます。

また、このプランを実施していく過程において、状況の変化や制度改正などによって、新たな対応等が必要になった場合は、柔軟に対応していきます。

[第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」の位置づけ]



総論（理念編）

どういう考え方で何を目指していくのか

構成

第 1 章 基本理念及び基本目標等

第 2 章 みんなでプランを進めるために

—「うつくしま、ふくしま。福祉生活圏構想」の推進—

第 3 章 福祉を取り巻く主要課題



第1章

基本理念及び基本目標等

1 基本理念

みんなで協力しながら福祉社会を築いていく共通の理念として、21世紀の福祉社会づくりの理念を、次のように掲げます。

ともに生きる福祉社会の実現

「ともに生きる福祉社会」とは、県民誰もが相互理解と連帯に支えられ、ともに暮らし、ともに生きる社会であり、「すべての人が人間として幸せを求めることができる社会」です。

そのために、福島県が平成22年度(2010年度)に向けて、目指す福祉社会は次のような社会です。

誰もが、家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送ることができる社会

理念 1 —— 家庭・地域が主役 —— (家庭や身近な地域の中で)

子どもから高齢者まで誰もが、やすらぎと潤いにおもむきになった家庭、あるいは、ふれあいあふれる地域社会の中で、安心して暮らせる社会です。

理念 2 —— 自立・助け合い・公的支援 —— (ともに支え合いながら)

個人の自立を基本としながら(自立)も、家庭はもちろんのこと、住民参加のボランティア活動や企業部門などとの連携により、地域住民がお互いに支え合い(助け合い)、さらには、行政が主体となった質の高いサービスを提供することによって、地域住民の生活を支援する(公的支援)など、お互いに助け合って生きる社会です。

理念 3 —— 自分らしさの保障 —— (自分らしい生活を)

誰もが、個人として等しく尊重されるとともに、自分の生き方を自分で決め、自分らしい生き方を主体的に営めるように個人の権利が認められ、自立と社会参加が保障される社会です。

理念 4 —— 健康が大切 —— (いきいきと)

個人の健康づくりを社会全体が支援し、子どもから高齢者まで誰もが、ライフステージに応じた健康づくりを実践し、個々の人が元気一杯で、明るく活力に満ちた生活を送ることができる元気な社会です。

理念 5 —— 安心は生活の基本 —— (安心して)

いつなるかわからない、介護をする側、される側、いつ訪れるかわからない災害や事故、病気などの「もしも」に対する不安や、突然襲ってくる事態への対応に向けて、家庭・地域で自分らしい生活を安心して送るための支援やサービスが、行政が主体となって、迅速かつ適切に提供される社会です。また、病気になったり、障がいがあっても、その状態の改善や悪化の防止が図られ、安心して、自分らしい生活ができる社会でもあります。

2 目指すべき21世紀の福祉社会の姿

1の「基本理念」に従って、国、市町村をはじめ、県民、企業、団体と一緒に力を合わせて、「ともに生きる福祉社会」の実現を目指しますが、県民の皆様の様々な福祉に対する要求や期待に応えるために、具体的に地域福祉、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉といった施策推進別、対象者別の21世紀のあるべき福祉社会の姿を次のようにイメージし、目指していきます。

■誰もが安心して暮らせる福祉社会の姿

- 県民誰もがその人らしく自立し安心した生活を送ることができ、ともに支え合う社会
- 地域住民が一体となって支え合う“ふれあい”あふれる地域社会
- 地域の防災組織と住民とが一体となって災害弱者の安全を確保する仕組みが整えられている社会
- 一人ひとりの人間性が尊重され、人権が守られる社会
- 県民誰もが安心して、質の高いサービスを選択できる社会
- 県民誰もが等しく経済活動や社会活動に参加し、自己実現を図ることができる社会
- 安全で快適なまちづくりをはじめ、自立できる生活環境が整えられた社会

《保健・医療との連携》

- 県民一人ひとりが心身ともに健康で、活力に満ちた明るい社会
- 県民誰もが安心できる質の高い医療が確保される社会
- 県民誰もが適切なサービスが得られるように、保健福祉情報システムのネットワークが形成された社会

■子育て・子育て福祉社会の姿

- 子どもが個性豊かに、たくましく、思いやりのある心を持って育つことができる社会
- 結婚や子育てに夢を持てる社会
- 安心して子どもを産み育てることができるように、医療環境、生活環境及び雇用環境が整えられた社会
- 男女が家事や育児を共同で分担していく社会
- 子育てを社会全体で支援する社会
- 家族や家庭を大切にする社会

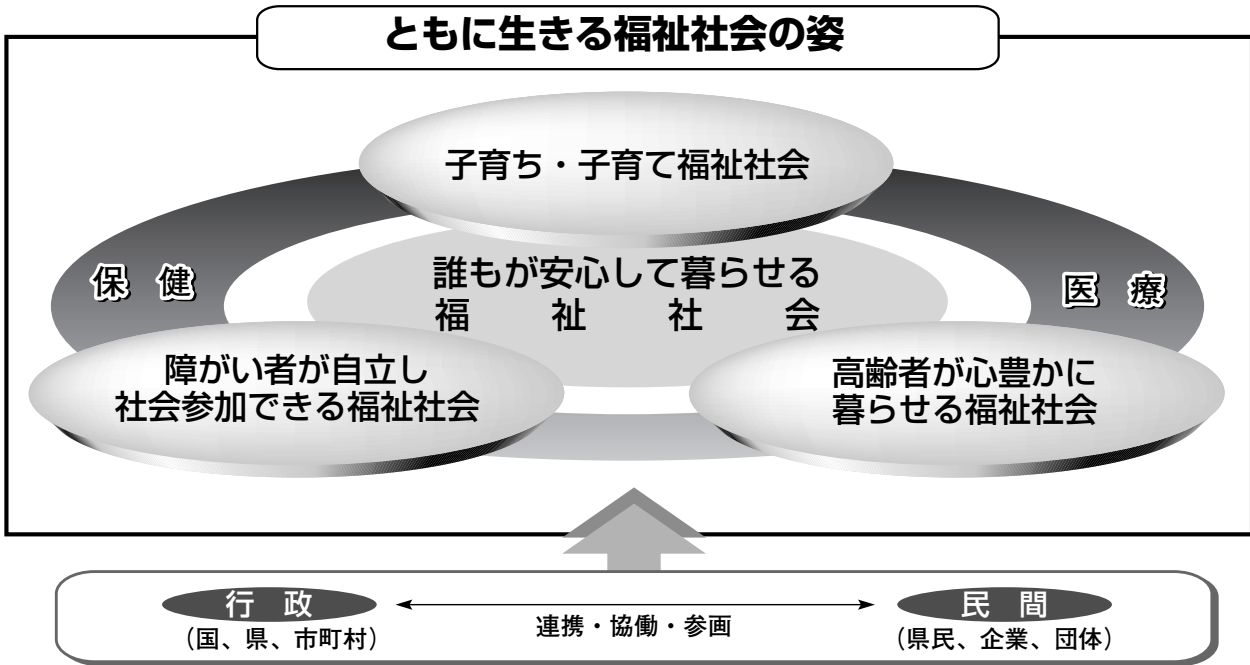
■高齢者が心豊かに暮らせる福祉社会の姿

- 高齢者が家庭や地域の中で安心して過ごせるよう、保健・医療・福祉のサービスと住民の福祉活動の協働による地域ケアシステムが整えられている社会
- 介護を社会全体で支えられる社会
- 高齢者がライフスタイルに応じて活躍し、生きがいを持てる社会
- 高齢者が「第二の現役世代」として、様々な形で社会的に貢献できる社会

■障がい者が自立し社会参加できる福祉社会の姿

- 障がいのある人に対する偏見や制度上の障壁がない“認めあえる”社会
- 障がいのある人が家庭や地域の中でともに安心して生活し、等しく社会参加することができる社会
- 障がいのある人の自立を支援し、障がいのある人がその能力や希望に応じて経済活動や社会活動に参加し、自己実現を図ることができる社会

●目指すべき21世紀の福祉社会●



3 基本目標

1の基本理念及び2の「目指すべき21世紀の福祉社会の姿」に沿って、行政と民間が一緒になって「ともに生きる福祉社会づくり」を進めるため、基本的な目標を4つ掲げます。

基本目標 1 ——「“ふれあい”あふれる生活環境を」——

「ともに生きる福祉社会」の基礎となるものは、誰にでもやさしい生活環境の整備です。家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場で、子どもや高齢者も、障がいのある人もない人も、誰にでもやさしい、「ふれあい」あふれる生活環境づくりを進めていきます。

基本目標 2 ——「必要なときに、必要な地域サービスを」——

誰もが、必要な時に、必要なサービスを、できる限り身近な地域でサービスが受けられるように、サービス確保のための体制や条件整備を進めていきます。

基本目標 3 ——「サービスの質の向上を」——

サービスを利用する人の視点に立って、質の高いサービスを効率的に提供できるように、保健・医療・福祉サービスに関する情報の提供などを進めるとともに、サービス提供事業者の育成や、保健・医療・福祉の連携の強化を一層進めていきます。

基本目標 4 ——「個人の尊厳と権利の尊重を」——

人それぞれの生き方や個性をお互いに認め合い、自分らしさを表現できる社会づくりを進めていきます。

ともに生きる福祉社会の実現

基本理念

誰もが、家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送ることができる社会

自立・助け合い・公的支援

自分らしさの保障

家庭・地域が主役

健康が大切

安心は生活の基本

基本目標

必要なときに必要な
地域サービスを

サービスの質の向上を

“ふれあい”あふれる生活環境を

個人の尊厳と権利の尊重を

第2章

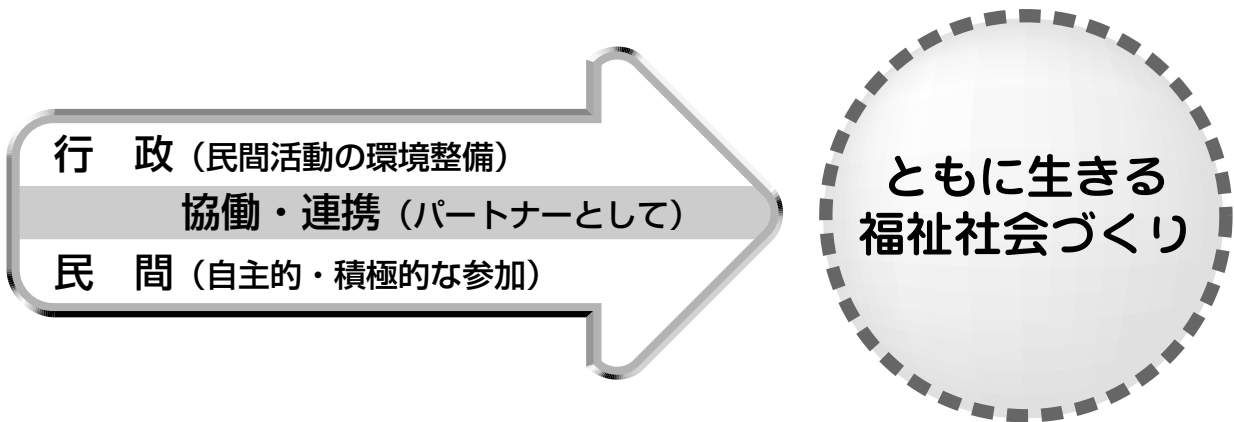
みんなでプランを進めるために
—「うつくしま、ふくしま。福祉生活圏構想」の推進—

1 協働で「ともに生きる福祉社会づくり」を目指して

プランの基本理念である「誰もが、家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送ることができる社会」づくりを推進するに当たっては、行政に期待される役割が多い中で、これまで以上にきめ細かな施策を展開していかなければなりません。行政の施策だけでは実現は困難です。

そこで、地域社会を構成する人たちが福祉の担い手として参加し、行政と民間が車の両輪となって、それぞれの役割を分担しながら、みんなで力を合わせて進めていくことが大切です。

つまり、地域住民に最も身近な立場にある市町村の活動はもちろんのこと、民間におけるボランティアの自主的な活動、企業など民間の積極的なサービス活動への参加などを通して、「ともに生きる福祉社会づくり」は進みます。



県民ニーズに的確に対応し、きめ細かなサービスを展開するためには、国、県及び市町村の行政、県民、社会福祉協議会等の民間福祉団体、ボランティア団体、企業などがそれぞれの役割と特性を生かしながら、ともに進んでいく必要があります。

サービスの提供主体が多様化し、なおかつ、サービスの質の向上が図られることにより、利用者の選択の幅が広がり、住民ニーズに合った幅広いサービスが利用可能となりますが、そのためには、サービスの質を評価する第三者機関の育成をはじめ、サービス苦情解決制度の確立、サービスの内容に関する情報の提供など、県民一人ひとりが安心してサービスを選択し、利用できるような体制の整備を進めていく必要があります。

2 「うつくしま、ふくしま。福祉生活圏構想」の推進について

(1) 福祉生活圏構想の理念

- 私たちの生活をより良くしていくためには、まず、行政が中心となって、誰もが安心して暮らすことができるように、21世紀の本県の福祉社会を構築していくための様々な施策を展開していく必要があります。また、住民一人ひとりも、福祉を身近な問題として考えていくことが重要です。
- すなわち、私たちの生活は家庭に支えられており、その家庭は、日常生活の基盤を地域社会に置いていることから、まず、住民一人ひとりのニーズを地域の大きな声として、行政に反映させていくことが必要です。さらには、住民一人ひとりが、今一度、自分たちが暮らしている地域を見直し、自分たちにも何かできることはないかを考え、お互いに話し合い、できることから一つずつ始めていくことが重要です。
- また、県、市町村などの行政においては、地域の住民ニーズに応じた保健・医療・福祉の総合的、一体的な質の高いサービスを提供することにより、家庭や地域を積極的に支援するとともに、住民参加により地域全体で子どもたちや高齢者、障がいのある人を支えることにより、「ともに生きる福祉社会」づくりを目指す活動を展開していこうとするのが、「福祉生活圏構想」の理念です。

(2) 福祉生活圏構想の基本的な考え方

この構想では、まず、福祉を「生活の場における福祉」ととらえます。そして、私たちの生活が、家庭に基盤を置きながら、それを取り囲む「地域」や「市町村」「広域圏」「県」といった複数の圏域によって重層的に支えられているため、それぞれの圏域を「福祉生活圏」ととらえますが、福祉における地域社会の意義、役割、可能性を重視し、特に、日常生活に必要な基本的サービスが提供される地域を「生活圏域」とし、最も重要な福祉生活圏として位置づけます。

そして、地域住民の自主的な参加の下に、いろいろな人材や施設が密接に連携しながら、それぞれの地域の実情に応じた福祉活動を推進し、地域住民による福祉活動を支援していきます。

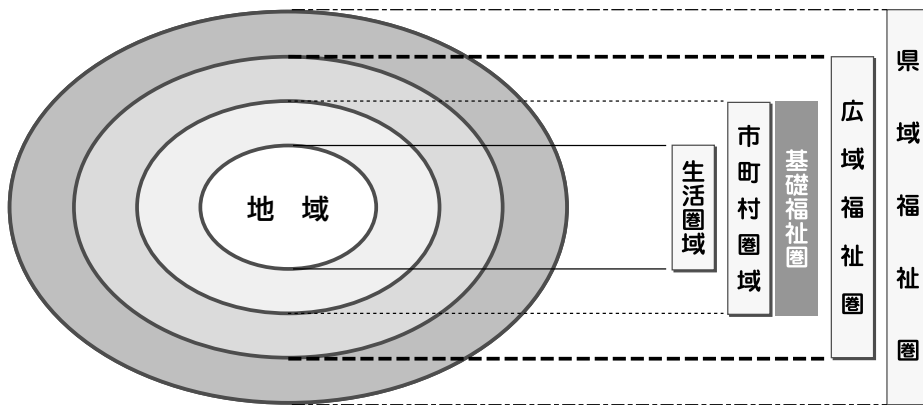
(3) 福祉生活圏構想を進めるための圏域設定

四層体制による推進

効率的なサービス提供体制を進めるため、4層体制により推進します。

私たちの生活は家庭や地域を中心に、各福祉生活圏が幾層にも重なり合いながら成り立っています。これらの福祉生活圏はそれぞれの役割と機能を持っていますが、ややもすると行政側から住民側へ、一方通行的に援助を行う構造でのみとらえられる傾向にありました。

今後、福祉生活圏構想を進めていくためには、県や市町村はもとより、各福祉生活圏に存在する人材や施設が地域住民のニーズに対し幾層にも支援を行う、重層的な施策推進を図っていくことが大切です。



①基礎福祉圏

ア 生活圏域——身近なコミュニティの単位——

生活圏域は小学校区あるいは中学校区のレベルの地域であり、コミュニティ活動などを通じて、住民の相互扶助と協働による助け合いの場です。

ここでは、介護や保育など何らかの支援を必要としている人たちの相談相手や介助の手助けなどを通じて、仲間づくりを進めます。

イ 市町村圏域——市町村の単位——

住民に最も身近な行政主体である市町村が中心となり、社会福祉協議会、地域医療機関などと協力し、保健・医療・福祉の連携を図りながら、必要とされるサービスの提供を総合的・計画的に進めます。

特に、市町村をはじめ、様々な事業主体が実施する在宅福祉サービスと施設福祉サービスは、基礎福祉圏における福祉サービスの中心となるものであり、市町村が実施する公的福祉サービスと民間福祉サービスとを有機的に結び付け、事業を展開していくことが求められます。

※ 複数市町村の連携・協働

地域特性を踏まえた施策を、市町村が住民とともに模索し、柔軟に対応することが必要です。中小都市と中山間地域、市と周辺町村、過疎地域を含む町村同士、県境における隣接県・市町村同士など、地域にあった連携・協働が可能です。

特に小規模町村などでは、人材の確保や効率的なサービスの提供の観点から、各種サービスを複数市町村による共同化や連携により、広域的な対応を図ることが求められますが、県では、これら市町村の意見を尊重し、広域的視点から地域連携のための支援を積極的に行っていきます。

② 広域福祉圏——複数市町村を含む広域的な単位——

県保健福祉事務所などが中心となって、市町村や社会福祉協議会と協働して福祉活動を展開し、高度で専門的なサービスの提供や単一市町村では実施できない幅広いサービスの提供を行います。

また、県保健福祉事務所などは、本福祉圏における中核的な機関としてニーズや課題の把握に努め、市町村と連携を深めながら、地域に応じた企画調整、指導、研修などの機能を果していきます。

なお、地域保健医療福祉圏域、高齢者保健福祉圏域、障がい保健福祉圏域との整合性を図りながら、総合的、一体的なサービスの提供を展開します。

③ 県域福祉圏——県全域が対象——

高度で特殊な技術、情報の提供や保健・医療・福祉に携わる人材の養成、確保、研修や、市町村間及び広域福祉圏域間のサービス水準の格差の是正など、全县を通じた総合的な調整を行っていきます。

(4) 構想の実現に向けて取り組むべき課題

① 住民意識の醸成と自主的な活動の展開

住民一人ひとりが福祉生活圏の担い手であることを再確認しながら、自分たちが暮らしている地域をいろいろな角度から見直して見ること、そして、今よりも少しでも住みやすい地域にしていくためには何が必要なのか、自分たちにも何かできることはないかを考え、住民同士で話し合っていく中で、お互いに助けあっているという意識が醸成されていくことが重要です。

②人材の養成と確保

住民の福祉に対するニーズは、高度化、多様化、複雑化していますが、このようなニーズに適切に対応していくためには、専門的技術・知識を備えた人材の養成・確保が必要となります。

保健・医療・福祉サービスは、人を相手とし、人が行うサービスですので、人材の量的な確保はもとより、専門的・技術的レベルを一層高める必要があります。

③保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの展開

保健や医療、福祉サービスは、私たちの健康や生命、日常生活に関わるものであり、様々な行政サービスの中でも最も身近で重要なサービスです。

このため、私たちが身近なところで、必要な時に、保健・医療・福祉が連携した総合的、一体的な情報が得られ、質の高いサービスを利用できることが重要です。

④人材や団体、施設の有機的な連携と有効活用

各福祉生活圏にある人材や団体、施設などは、それぞれの分野で重要な機能を果たしていますが、これまで分野別、対象別に整備されてきたこともあって、互いに連携することによる相乗効果を十分に発揮することができずにいました。

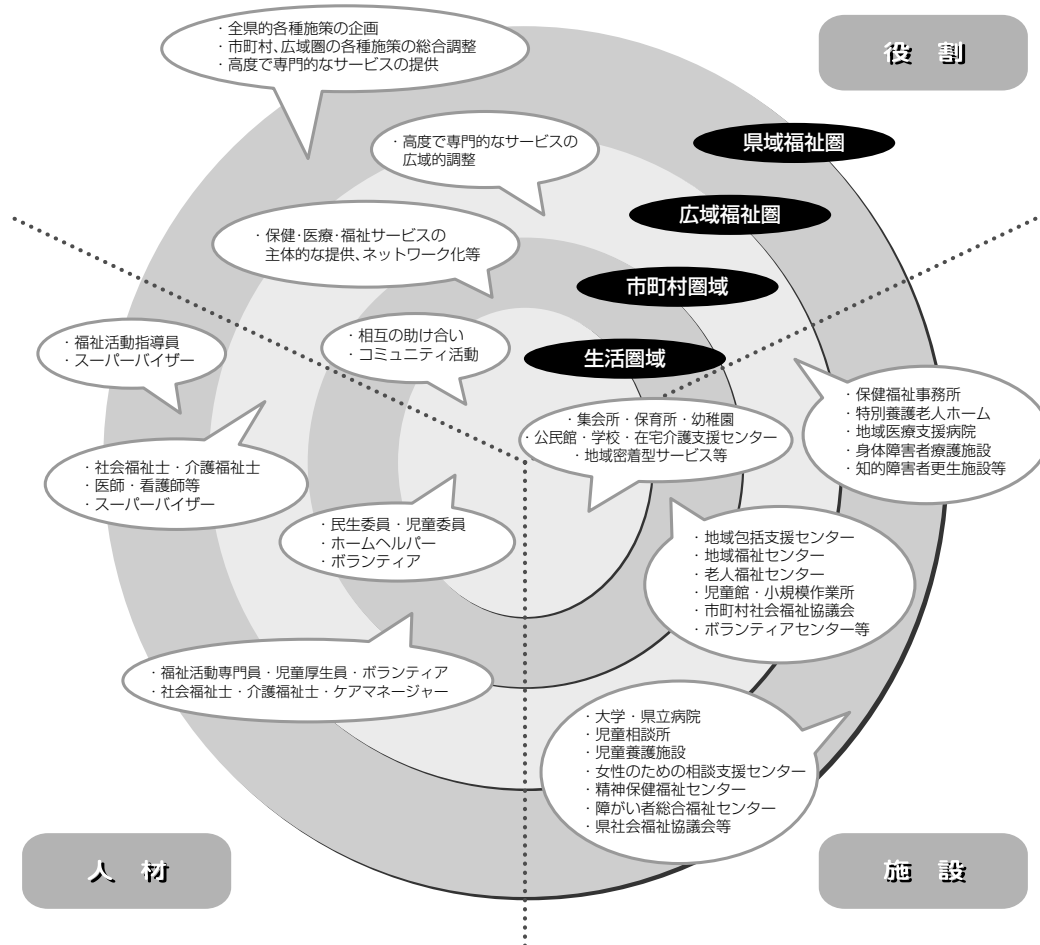
これは、行政の縦割り型の施策展開が、地域社会に反映されていることが原因だと思われますが、今後は、保健・医療・福祉の相互の連携や、施設、地域、子どもたちと高齢者との交流といった相互の関係の中で施設や人材をとらえる横の視点を組み入れ、より利用者の立場に立った施設の整備や人材の養成を図っていくとともに、相互の連携を密にし、有効活用が図られるような施策を講じていく必要があります。

⑤地域支援体制の整備

「福祉生活圏構想を進めるための圏域設定」で述べたとおり、市町村や県をはじめとして、各福祉生活圏に存在する人材や施設が地域住民のニーズに対し、相互の連携を図りながら、幾層にも支援を行うための施策を推進していく必要があります。

●「うつくしま、ふくしま。福祉生活圏構想」イメージ図●

県域福祉圏、広域福祉圏、市町村圏域、生活圏域(地域)の4つの圏域の役割と圏域毎の
人材・施設が相互に連携しながら他の圏域を支援していくことを表したものです。



3 行政と民間との役割分担と協働

(1) 行政の役割 —— 市町村が中心 ——

行政は、住民が安心して生活できるように、住民と一緒に、より良い福祉社会を構築していく役割があります。

特に、地域住民の生活を確保する基礎的なサービスや、市場性がなく民間の参入が困難なサービスの提供に努めるほか、生活保護など、民間に委ねることができない分野については、公平で、公正な公的保障サービスの提供に努めていきます。

また、住民に身近な市町村が中心となって、民間福祉活動などに対する支援を通じて、福祉活動の展開のための条件整備を進めるとともに、住民の福祉ニーズに的確に対応した総合的な基盤の整備を推進していく必要があります。

①市町村の役割

市町村は、地域住民に最も身近な立場から、住民ニーズを的確に把握し、住民が地域で安心して生活ができるように、それぞれの地域の特性を踏まえ、創意と工夫を持った、きめ細かなサービスの提供を行っていくことが大切です。

特に、社会福祉8法の改正、地域保健法の施行などをはじめ、地方分権推進一括法が施行されたことなどにより、保健・医療・福祉に関する数多くの事務が、市町村に移譲されました。

このため、市町村は、今後、自主的、主体的に、地域の住民のニーズに応じた保健・医療・福祉サービスを、市町村の責任において、独自に提供していく必要があります。

なお、福祉行政の制度上、中核市である郡山市・いわき市と県とはほぼ同じような権限や役割を持っていますが、県民の約3割の人口を擁するこれら中核市と県とが連携しながら「ともに生きる福祉社会づくり」を目指していくことが大切です。その意味からもこのプランでは、中核市を含んだ目標を掲げることを基本に進めておりますが、今後、中核市と県とがより一層の連携を図りながら、ともに住み良い福祉社会の実現を目指していきます。

②県の役割

県は、市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的・技術的なサービスの実施や市町村等への助言、支援などを行うとともに、市町村等と連携しながら、地域の特性を生かしつつも、地域格差が生じないようなサービス体制づくりを推進します。

また、民間福祉団体等の活動及び地域住民の連帯感の醸成などについて、市町村と連携し、活動しやすい環境づくりを行っていきます。

なお、地方分権推進一括法の施行により保健・医療・福祉に関する数多くの事務が市町村に移譲されたことを考慮し、県では、市町村が地域の特性を生かした、きめ細かなサービスが提供できるように、積極的に支援を行っていきます。

(2) 民間の役割 —— 積極的な参加 ——

民間における福祉活動としては、社会福祉協議会の活動、社会福祉法人による施設経営事業、NPOの活動、地域住民のボランティア活動、企業によるサービス提供事業などがあります。これらの民間分野では、行政サービスでは行き届かない多様なニーズや民間ならではの独自の発想により掘り起こしたニーズなどに、きめ細かく、かつ、弾力的に対応できるため、行政との協働により、厚みのある福祉サービスが展開されることが期待されます。

また、一方で、民間のサービス提供事業者は、介護保険制度の導入などを契機として、より一層の社会的使命を担うこととなり、責任あるサービスの提供が求められます。

①住民に期待される役割

地域福祉を進めるため、そこに住み地域を一番良く知っている住民一人ひとりのニーズを地域の大きな声にするとともに、様々な情報の交換やボランティア活動などへの自発的、自主的な参加ができるよう、地域の中でともに支え合う組織づくりや仲間づくりが必要です。

また、これらの活動を通じ、住民同士が連帯意識を高めながら、地域でともに暮らし「ふれあい」あふれる地域社会」づくりを担っていくことが期待されます。

②企業に期待される役割

今後、福祉に対する県民の多様なニーズが増加することに伴い、企業がサービス提供の一翼を担うことが大いに期待されています。

地域を市場としながら、市町村や県などの公的なサービスとの連携と競争などを進めることにより、多様で質の高いサービスの提供が望まれます。

また、企業は、その地域に住んでいる高齢者や障がいのある人などを、積極的に雇用する役割を担うとともに、地域社会の一員として地域活動への積極的な参加が求められ、それぞれの特性を生かしながら行うボランティア活動も企業の社会貢献として大いに期待されています。

さらに、企業は、従業員が安心して、子育てをしたり、高齢者などを介護できるように、就労と子育てや介護が両立できる環境や条件整備を進めていくことが求められています。

③団体に期待される役割

保健・医療・福祉の各種団体、地域団体、生活協同組合や農業協同組合の団体などは、地域社会の一員として団体本来の活動に加え、積極的に地域の福祉活動に取り組み、地域を支える実施主体として期待されています。

特に、民間福祉活動の中核である社会福祉協議会は、総合的に地域福祉を推進する中核的・先駆的な担い手としての役割を果たすことが期待されています。

さらに、施設運営を行う社会福祉法人は施設利用者に対し、質の高い生活環境の整備や適切な処遇の確保に努め、本県の施設福祉サービスの向上に寄与することが求められています。

●行政と民間との役割分担●

区 分	期 待 さ れ る 役 割	
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と一緒に、より良い福祉社会の構築 ・民間福祉活動などに対する支援 ・民間の参入が困難なサービスや、公正な公的保障サービスの提供 ・住民の福祉ニーズに的確に対応した総合的な基盤整備の促進 	
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を考慮した、きめ細かなサービスの提供 ・市町村独自の自主的、主体的な、住民ニーズに応じた保健・医療・福祉サービスの総合的、一体的な提供
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的、専門的、技術的なサービスの実施 ・地域間のサービス格差が生じないような体制づくりの推進 ・民間福祉団体等が活動しやすい福祉環境づくりの支援
民 間	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスでは行き届かない多様なニーズに、きめ細かく弾力的に対応 ・厚みのある福祉サービスの展開 	
	住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動など地域の中でともに支え合う組織づくりや仲間づくり、及び“ふれあい”あふれる地域社会づくり
	企 業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様で質の高いサービスの提供 ・高齢者、障がい者などの積極的雇用 ・地域社会の一員として地域社会活動への積極的な参加 ・従業員が子育てや介護を安心してできるための就労環境の整備
	団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の一員として福祉活動を積極的に推進

4 国への要望・提案

目指すべき方向に沿って、県、市町村が施策の推進を図ろうとした場合、法律・制度の壁や補助制度の壁から実現の困難なものがあります。例えば、施設の共用化、合築、他の施設への転用、処遇改善のための職員配置基準の見直し等、数多くあります。

今後、あらゆる機会を通じて、国に対して、制度化や制度改正、財源措置の強化などの要望・提案を行っていきます。

第3章

福祉を取り巻く主要課題

「誰もが、家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送ることができる社会」を目指す中で、私たちの周りには様々な課題がありますが、社会経済情勢の変化や福祉制度の改正等を踏まえ、本プランの目標年度である平成22年度に向けた主要課題として、見直しの上取り上げたものは次のとおりです。

1 ともに支え合い安心して暮らせる地域福祉の推進

少子高齢化の進行などに伴う福祉ニーズの多様化・高度化の中で、身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が求められています。

また、障がいの有無や年齢等にかかわらず、地域社会においてすべての人が個人として尊重され、自分らしい生活を安心して送られるようにする福祉コミュニティの形成がこれまでも増して重要となってきています。

このため、社会的に浸透してきた「ノーマライゼーション理念」に加え、「ユニバーサルデザイン」の考え方のもと、地域住民、ボランティア団体、特定非営利活動法人(NPO法人)、福祉サービス事業者等多様な主体が地域福祉活動に参画し、自助(自立)、共助(助け合い)、公助(公的支援)が相まって地域ごとに個性のある取組みが行われることが必要です。

さらに、家庭や施設内で起きるために顕在化しにくい、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力などの人権侵害への対策についても、積極的に進めていく必要があります。

2 利用者本位のサービス確保のための環境整備

社会福祉の基礎構造改革により、社会福祉制度は利用者の立場に立った、利用者本位の制度へ移行しています。

これからは、利用者本位の考え方にに基づき、利用者が多様な福祉サービスを安心して利用できるようにする環境整備が重要です。

このような観点から、判断能力が十分でない人の福祉サービス利用を支援する制度や、福祉サービスに係る苦情を公正中立の立場から円滑に解決する制度、第三者が福祉サービスの質を評価する体制、利用者のサービス選択と事業の透明性を確保するための正確で分かりやすい情報提供体制の充実などが必要となってきています。

また、社会福祉施設等におけるサービスの提供が適正に行われているか確認するため、指

導監査体制の充実が必要です。

3 民間福祉団体などへの支援・連携

少子高齢化の進行などに伴う福祉ニーズの多様化、高度化に対応するためには、行政と民間とが一緒になった、きめ細かな福祉活動の展開が必要となっています。

また、介護保険制度の導入や、障がい福祉サービスの再構築の動きなどの時代潮流の変化の中で、NPO法人をはじめ多様な主体が新たに地域の福祉活動を担うなど、民間の福祉活動の果たす役割が、これまで以上に重要になってきています。

このため、これまでも地域福祉活動の中核として活動を行ってきた市町村社会福祉協議会や、地域住民の立場に立って相談等の活動を行う民生委員・児童委員をはじめ、福祉ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者等の各種民間福祉団体への支援や、関係機関、各種団体との連携の強化を図っていく必要があります。

4 誰にでもやさしいまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人たちが「まち」に出て行動する際には、建物に関しては、「ドアが開けにくい」、「段差がある」、「トイレなどの設備が十分でない」など多くの問題があります。

また、道路や公共交通機関、公園などにおいても、「段差がある」、「歩道と車道が明確に分離されていない」、「歩道の幅が狭い」など改善すべき点が多く残されています。

「人にやさしいまちづくり条例」に基づく各種施策の展開などにより、ユニバーサルデザインの視点に立った建築物などは着実に増えていますが、整備はまだ十分ではありません。

このため、不特定多数の人が利用する建築物や公共交通機関について、誰もが安全、快適に利用できるよう整備を進めるとともに、その整備状況の情報提供を行うなど、ユニバーサルデザインに配慮した、思いやりに満ちた、人にやさしいまちづくりを進める必要があります。

5 社会全体での子育て・子育ての支援

核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化により子育てが孤立化するとともに、子育てや教育に費用がかかるなど、子育てに伴う不安や負担が大きくなっています。

また、女性の社会進出が進み、結婚や子育てと仕事の両立が望まれています。現実には、子育ての負担が女性にかたよっているなど両立が困難な状況も見受けられます。

こうした中、比較的子育てがしやすい環境にあると考えられる本県でも、少子化の進行には歯止めがかからない状況にあります。

しかしながら、子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いです。さらに、子どもを生み育てること、子どもが健やかに育つことは、活力ある豊かな未来の社会を築いていく次世代を育成することでもあります。

こうした意味で、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができるよう、行政、企業をはじめ、地域の様々な団体、高齢者等様々な世代など社会全体で、新たな支え合いによる、子育て・子育てを支援していく体制づくりを進める必要があります。

6 援助を必要とする子どもや家庭のための支援

少子化の進行や家族形態の多様化及び地域社会における人間関係の希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの社会状況の変化に伴い、地域社会の養育力が低下してきているため、社会全体で、援助を必要とする子どもや家庭を支援する体制づくりが求められています。

また、児童虐待やいじめなど新たな対応を必要とする問題も増加しており、子どもの権利擁護にも積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、離婚の増加等により増えているひとり親家庭については、両親のいる家庭より子育ての負担が大きいことから、安心して子育てができるように支援していく必要があります。

7 介護ニーズの変化に対応したサービス提供体制の確立

高齢者数の増加に伴い要介護認定者は年々増加しており、特に要支援、要介護1といった軽度の認定者や認知症高齢者が増加しております。

また、後期高齢化率の高い地域では認知症高齢者の急増が見込まれることや、会津地域を中心に小規模の介護保険者(小規模町村)が多くあるなど、本県の地域特性を十分に踏まえた対応が求められております。

このため、在宅、施設を通して介護保険サービスの一層の充実を図るとともに、介護予防・リハビリテーションや生活支援の各種取組み、さらには、健康づくり、生きがいづくりなどの総合的なサービスの提供が必要です。

とりわけ、介護保険サービスにおいては、在宅生活が継続できるよう、夜間・緊急対応を含む在宅支援体制を整備することや、認知症高齢者に対応した新しいケアモデルを確立するなど、介護ニーズの変化に対応した新しいサービス提供体制の確立を図る必要があります。

8 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢社会は、健康で活動的な高齢者が増加する社会でもあります。実際、65歳以上の人の健康面の意識調査では、「健康状態があまり良くない」、「良くない」と答えている人は約3割であり、大多数の高齢者は自分は健康であると考えています。

また、高齢者は、社会的な役割が少なくなることによって、孤立しやすくなることから、高齢者が社会的な役割を持てるような体制を整え、生きがいづくりを進めることが必要となっており、それが健康の維持増進にもつながることはもとより、活力ある地域社会づくりを進める上でも重要です。

特に平成19年以降、いわゆる団塊の世代が定年退職の時期を迎えることから、高齢者が長年培った豊かな知識・経験・技術などを生かして就労することをはじめ、生涯を通じて多様な社会参加活動、学習活動、スポーツ・レクリエーション活動ができるような、生きがいづくりと社会参加の条件整備を図ることが従来にも増して必要になります。

9 障がい者の自立と社会参加の促進

障がいのある人の数は、年々増加傾向にあり、また重度化・重複化・高齢化が進んでいます。

こうした中、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人もない人も、お互いに人権、人格、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現を目指していくことが重要です。

そのためには、障がい者の自立と社会参加を進めるためのライフステージに応じた総合的な支援を、障がい者自身のニーズに適切に対応しながら展開していくとともに、障がい者の生活の場を地域に移していくための在宅福祉サービスの充実や、保健・医療施策の推進、就労の場の拡大などを図っていくことが必要です。

また、ユニバーサルデザインの理念に基づいて、雇用や居住環境、教育・学習、文化・余暇活動など、社会のあらゆる場面において、障がい者が暮らしやすい環境づくりも必要です。

10 保健・医療・福祉を支える人材の養成・確保

急速な少子高齢化の進行と、県民の生活様式や意識の変化とが相まって、援護・介護を要する人々の増加と、県民ニーズの多様化・高度化が同時に進行しています。

このため、県民の多様なニーズに則したサービスを展開していくために、保健・医療・福祉の連携を一層進めるとともに、保健・医療・福祉に係わる専門職やボランティアなどの人材(ヒューマンパワー)の量的拡大と質的向上を図る必要があります。

また、保健・医療分野と福祉分野に携わる人材の相互交流や他分野に関する研修の充実などについても推進していく必要があります。

なお、福祉サービスの提供において中心的な役割を果たす、社会福祉士、介護福祉士等については、引き続き、その養成、確保について努める必要があります。

さらに、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加を踏まえ、また、障がい福祉サービスの再構築の動きなども勘案し、認知症介護の専門職員をはじめ、訪問介護員(ホームヘルパー)の養成・確保や総合的・包括的なマネジメント体制を担う人材の確保及び資質の向上のための研修などを実施していく必要があります。

11 生涯にわたる健康づくりの推進

健康であるということは、いきいきとした生活や活力ある地域づくりの基盤となりますので、「自分の健康は自分で守る」とともに、健康的な生活環境の確立など、県民一人ひとりがより積極的に総合的な健康づくりができるように、必要な支援を進めていくことが重要となります。

生涯を通じて健康的な生活を送るためには、その基礎がつくられる子どもの時から健康的な生活習慣を身につけることが大切です。

また、こころの健康は、社会的な問題と深くかかわっており、近年、青年期のひきこもりや、壮・老年期のうつ病を背景とした自殺の増加がみられています。県民一人ひとりが心豊かな生活を送ることができるように、こころの健康づくりに一層努める必要があります。

健康を保持するためには、家庭や学校、職場、地域において、若いうちからの心と体の健康づくりに取り組み、高齢期になっても健康を保つことができるようライフステージに応じた県民の健康づくりを推進し、健康に影響を及ぼす生活環境や社会環境を整える総合的な対策が必要です。

さらに、市町村において行われている老人保健事業等(医療等を除く)は、老後における健康の保持を図るため、中高年からの生活習慣病の予防・早期発見等を目的として実施されていますが、事業を一層推進するためには、基本健康診査やがん検診等の各種検診の受診率

を向上させるとともに、個別健康教育等によりきめ細かな支援を行っていく必要があります。

12 安心できる医療の確保

地域で自立しながら、安心して日々の生活を営むためには、一人ひとりがそれぞれの必要に応じた医療を受けられることが不可欠となっています。

特に、高齢者や障がいのある人たちが、家庭や身近な地域の中で、安心して療養できるようにするために、在宅医療の推進が求められています。

また、医療のニーズも多様化し、患者のQOL(生活の質)や療養環境への配慮、さらには、人間としての尊厳を尊重した医療など、患者の視点に立った医療が求められます。

さらに、救急医療体制の充実や医療に恵まれない地域の住民への安定した医療提供体制の確保が求められています。

このため、県民がいつでもどこでも、適切な医療を受けられる体制を整備し、安心して暮らせる社会をつくっていく必要があります。

各論（施策推進編）

そのために何をしていくのか

ともに生きる福祉社会の実現

構成

第 1 章 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

第 2 章 社会全体での子育て・子育ての支援

第 3 章 高齢者が心豊かに暮らせる福祉社会の推進

第 4 章 障がい者が自立し社会参加できる
福祉社会の推進

第 5 章 県民本位の保健・医療・福祉サービスの
連携の推進